

記入はボールペン等で行うこと（鉛筆不可）。

様式第六

## 変更届書

薬局、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器販売業等の種別

業務の種別	薬局		
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日	第 1-000 号	令和00年00月00日	
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	かもえ薬局	
	所在地	浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号	
変更内容	事項	変更前	
	薬事に関する業務に責任を有する役員	別紙のとおり	別紙のとおり
変更年月日	令和00年00月00日		
備考	新たに役員となった者は法第5条（第1項）第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当しない		

現在の許可の有効期間の開始日を記入する

人数が多いときは「別紙のとおり」と記入して別紙を添付する。

新たに役員となった者について、備考欄に薬機法上の欠格事由に該当しないことを記入する。

上記により、変更の届出をします。

令和00年00月00日

変更後 30 日以内に提出する  
※変更前の提出は不可  
※30 日過ぎてしまったら  
遅延理由書が必要

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

浜松市中区元城町 103 番地の 1

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社 鴨江商事  
代表取締役 保健次郎

（あて先）浜松市保健所長

【添付書類】 登記事項証明書(変更がある場合)

<参考>

「薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）の範囲を示した組織図」について

「責任役員」の範囲

- (1) 株式会社（特例有限会社を含む。）の場合は、会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役  
※ただし、指名委員会等設置会社の場合は、代表執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役
- (2) 持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の場合は、会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員
- (3) その他の法人の場合は、上記に準ずる者

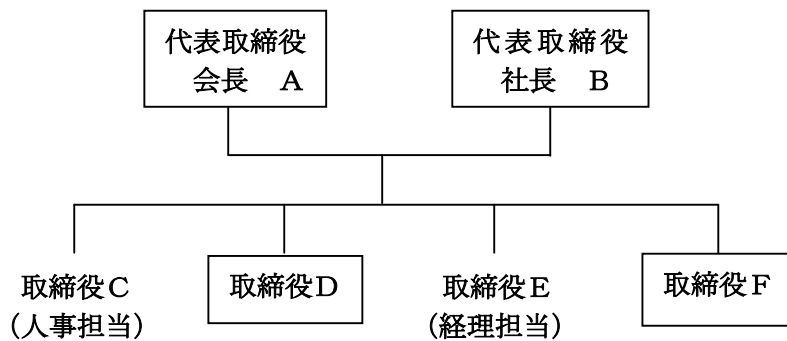
「責任役員」の定義

各許可等業者において、各役員が分掌する業務の範囲を決定した結果、その分掌する業務の範囲に、薬事に関する法令に関する業務（薬事に関する法令を遵守して行わなければならない業務）が含まれる役員が「責任役員」に該当する。

「責任役員」とは、新たに指名及び選任を要する性質のものではなく、各役員が分掌する業務の範囲によりその該当性が決まるものである。

<記載例>

株式会社 鴨江商会 組織図



の者が薬事に関する業務に責任を有する役員であることを証明します。

令和〇年〇〇月〇〇日

浜松市中区鴨江二丁目 11 番 2 号

株式会社 鴨江商会

代表取締役 ○〇〇〇